

宮城県農業金融地方審査会設置運営要領

(設置)

第1 農業金融制度の適正かつ円滑な運営及び農業制度資金の認定等の審査を行うため、宮城県農業金融地方審査会（以下「地方審査会」という。）を設置する。

(対象資金)

第2 地方審査会は、次に掲げる資金（所轄の地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）が所掌するものに限る。）を対象とする。

- (1) 農業近代化資金
- (2) 農業負担軽減支援資金
- (3) その他制度資金

(協議事項)

第3 地方審査会は、次の事項について協議等を行う。

- (1) 対象資金の貸付けの認定等に関すること。
- (2) 資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関すること。

(組織)

第4 地方審査会は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

- (1) 地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所の農業振興部
- (2) 農業改良普及センター
- (3) 家畜保健衛生所（北部地方振興事務所栗原地域事務所及び東部地方振興事務所においては、畜産振興部とする。）
- (4) 株式会社日本政策金融公庫仙台支店
- (5) 農林中央金庫仙台支店
- (6) 宮城県農業協同組合中央会
- (7) 宮城県農業信用基金協会

(会長)

第5 地方審査会に会長を置き、地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所の農業振興部長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、地方審査会を代表する。

(会議)

第6 地方審査会の会議は、必要に応じ、所長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者がその議長となる。ただし、会議の招集に代え文書持回り方式等の書類審査ができるものとする。

- 2 所長は、必要に応じ、第4に規定する構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

3 地方審査会は、協議事項によっては、一部の構成員の出席をもって開催することができるものとする。

4 地方審査会は、必要に応じ、貸付対象者等資金貸付けに係る関係者との現地検討会を開催することができるものとする。

(庶務)

第7 地方審査会の庶務は、地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所の農業振興部に
いて処理するものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、地方審査会の運営に関し必要な事項は、会長が地方審査
会に諮り定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。